

議 事 日 程

令和 8 年 9 月 3 日(木)
午 後 1 時 開 議

諸般報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 ハラスメント対策特別委員会の中間報告について

日程第 4 第 58 号議案から第 75 号議案まで(18 件) および
報告第 43 号から報告第 62 号まで(20 件)

(提 案 理 由 説 明)

日程第 5 発議第42号 使用済燃料対策の着実な実行を求める意見書(案)

発議第 42 号

(件名)

使用済燃料対策の着実な実行を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 3 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者	福井県議会議員	田村 康夫
賛成者	福井県議会議員	山岸 みつる
		細川 かをり
		西本 恵一

使用済燃料対策の着実な実行を求める意見書（案）

福井県は、これまで半世紀以上にわたり、国のエネルギー政策に協力し、国民生活の安定と我が国の産業の発展に大きく貢献してきた。一方、県内の原子力発電所に保管されている使用済燃料については、県外への着実な搬出が長年の課題となっており、本県はこれまで一貫して国および事業者に対し、使用済燃料対策の確実な実施を求めてきた。

乾式貯蔵施設は、県外の間接貯蔵施設への円滑な搬出のために必要な施設であるとともに、使用済燃料を電力を使うことなく安全に管理できる施設との認識のもと、今般、県は関西電力の乾式貯蔵施設の設置計画に対し事前了解の判断を行ったところである。しかしながら乾式貯蔵施設を設置することにより、現在の貯蔵容量を超えて保管しないとの方針は厳守すべきであり、かつ、乾式貯蔵施設が最終処分場となることは決してあってはならない。

県民の安全・安心を確保するため、国および関西電力は、六ヶ所再処理工場の確実な竣工や使用済燃料の着実な県外搬出など使用済燃料対策ロードマップに明記された取組について、その実効性に責任を持ち、確実に実現しなければならない。

さらに、原子力発電所と長年共生してきた立地地域が、今後も国のエネルギー政策を支えていくためには、地域振興や将来にわたる持続的な発展に向けた取組も不可欠である。原子力政策は国策である以上、国はその責任において立地地域との信頼関係の維持・向上を図らなければならない。

よって、本県議会は、立地地域との信頼関係を維持し、県民の理解と安心を確保するため、国に対し、次の事項について前面に立って主体的に取り組むよう強く求める。

記

- 1 六ヶ所再処理工場の竣工および操業開始を確実に成し遂げるため、各工程について国が責任を持って進捗管理を行い、その状況を国民に分かりやすく示し、我が国の基本方針である核燃料サイクルの早期の確立を図ること。
- 2 使用済燃料の県外搬出を着実に実施するため、関西電力に対し、使用済燃料対策ロードマップの実効性を確保し、その内容を確実に履行するよう厳しく指導するとともに、国が前面に立って主体的に取り組むこと。
特に、乾式貯蔵施設からの搬出先となる中間貯蔵施設について、その具体化に向けた取組状況を早期に示し、2030年頃の操業開始ならびに遅くとも2035年末までに確実に搬出が開始できるよう国が責任を持って進捗を管理すること。
- 3 立地地域が引き続き国のエネルギー政策を支えていくことができるよう、原子力の役割について電力の大消費地をはじめとする国民の理解が得られるように取り組むとともに、北陸新幹線小浜・京都ルート of 早期全線開業、避難道路の整備、産業誘致をはじめとする地域振興および課題解決の取組みを、国の責任において早期かつ確実に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和8年9月 日

福井県議会

ハラスメント対策特別委員会審査報告書

1 審査期日および場所

令和8年7月31日（金） 全員協議会室

2 出席委員

大森哲男委員長 外 34 名

3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について、東京都狛江市長 松原俊雄氏を参考人として出席を求め、審査を行った。

その審査の過程において、狛江市長からの説明と各委員より質疑のあった主な内容は、次のとおりである。

（１）松原俊雄狛江市長からの説明「狛江市のハラスメント防止の取組について」

狛江市では、前市長によるハラスメント事案により、狛江市内外の住民からの苦情対応等に追われたことから庁内が混乱し、職員のモチベーションが下がるなど市政が停滞した。市長就任後、事案の経過を議会に丁寧に説明するとともに、全職員に対しハラスメント防止に向けた取組の推進を訴えるなど、市長自身の決意を示したことで、職員が安心して業務を行うことにつながったと説明があった。

さらに、再発防止策として、職員に加え、市長、副市長、教育長および議員を対象に含めたハラスメント防止条例を整備し、外部相談窓口や外部有識者を入れた苦情処理委員会を設置したほか、毎年度ハラスメント相談件数の公表を義務付け、職員向けのハラスメント防止研修を実施していると説明があった。

また、ハラスメント相談件数が多いことについては、職員が気軽に相談できる環境や組織風土の醸成が大切であり、一定の相談があることは、組織として健全な状態ととらえているとの考えが示された。

さらに、ハラスメント撲滅に向け、狛江市が継続して実施している取組として、研修の実施に加え相談者の話を丁寧に聞くことが紹介された。加えて、多様化する住民ニーズに対応する一方で、職員の働き方の見直し等、生き生きと働くことのできる職場環境づくりを併せて進めることが重要であるとの説明があった。

（２）質疑内容

委員がハラスメント防止の意識を継続させる工夫について質問したのに対し、市長からは「誰もが行為者・被害者になりうるという認識のもと、新しい事象を取り入れた研修を継続していくことが重要である。行政内部だけでなく社会全体で意識啓発に取り組み、将来的に『ハラスメント』という言葉のない社会をつくること、また、上司と部下の関係だけでなく、部局間の横串での報連相を徹底することが大切である」との回答があった。

事案発生後の職員へのフォローについての質問に対しては、「良好な職場環境を整えておくことが大事であり、日本一やさしいまちを目指し、人権教育や啓発を進めるとともに、職員がお互いにやさしく、丁寧に仕事を行う組織づくりが重要である」と回答があった。

このほか、ハラスメントの自覚のない職員への対応、外部相談窓口への相談後の処理、教職員にかかるハラスメント対応等について質疑があった。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年9月3日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会
委員長 大森 哲男